

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 兵庫県

農業委員会名： 南あわじ市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年8月1日

任期満了年月日 令和8年7月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	35	35	4(35)

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	3,462
農業経営体数	2,958

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,562
女性	2,170
40代以下	414

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	760
基本構想水準到達者	221
認定新規就農者	18
農業参入法人	52
集落営農経営	42
特定農業団体	0
集落営農組織	42

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,450	248				3,700

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	3,710 ha	1,492 ha	40.2 %
課題	土地改良事業が未実施の農地・鳥獣被害のある地域・中山間地域の農地については、作業効率が悪く、鳥獣被害の恐れもあり担い手への集積が進んでいない。悪条件の農地の遊休農地化を防止しつつ、担い手への農地の有効利用・流動化をいかに促進するか対策を講ずる必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和6 年度	集積率	65 %
今年度の新規集積面積	29 ha	農地面積(C)	3,710 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,521 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)／(C)	41.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	83 ha	農地面積(F)	3,700 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,575 ha	今年度末の集積率(H)=(G)／(F)	42.6 %
目標に対する達成状況(H)／(E)	103.8 %		

農業委員会の点検結果	耕作の継続が困難などの相談に対して、市単独事業農地バンクへの登録を勧め有効活用に繋げた。令和5年度は52人から合計151筆、11.2haの農地が新たに登録され、うち69筆、約5haの農地が利用権設定や所有権移転が行われ、農地の流動化を図ることができた。引き続き燃料費高騰の影響があり、特段積極的な活動が難しかった部分はあるが、各委員による借受人等の探索や広報等により、引き続き有効に利活用されている。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	59.7 ha	58.8 ha	0.9 ha
	利用状況調査の効率的な実施と、解消に向けた指導を行い、また再生利用が困難と見込まれる農地については、引き続き非農地判断を適切に行う。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	22.2 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	4.4 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.4	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	関係機関と相談して策定する。	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	13.0	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	1.29	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	29	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	緑区分農地解消と同様に解消に取り組んだ。	
-------------------------	----------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	3.6	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	8月～12月		11月～12月	
	1号遊休農地の面積	59.7 ha	うち緑区分の遊休農地	58.8 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.9 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	12月～翌年1月(2月～3月:未提出者への勧奨)		12月～翌年3月	

農業委員会の点検結果	令和5年度は燃料高騰の影響に加え、農業従事者の高齢化による離農や後継者不足はもとより中山間地域や土地改良事業未実施による農地・鳥獣被害の恐れのある悪条件の農地での遊休農地化が増加したことにより、引き続き前年度よりも新規に緑判定の遊休農地が大幅に増加した。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者		令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者	
	16	経営体	16	経営体	10	経営体
	31	ha	12.6	ha	4.6	ha
課題	新規参入者が希望しても効率的な優良農地・住居・農業用施設・農業用機械の確保が困難であることから、新規参入者がスムーズに農業経営を担えるよう地域との調和と調整の橋渡しを図る。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	266 ha	196 ha	202 ha	221 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	22.1 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		11.2	ha
公表URL		(その他の公表方法)	窓口閲覧用台帳を事務局に設置
目標に対する達成状況(B)/(A)		50.7	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	25	経営体
	取得農地面積	10.65	ha

農業委員会の点検結果	令和5年度も市単独事業農地バンクに関し、引き続き利用意向調査時などの機会やホームページへの情報掲載を行うことで、高齢化による労働力低下や遠方に居住している所有者等に管理・耕作が難しい農地を登録してもらい、農地を貸借・所有を希望する新規就農者等へのマッチングと農地の流動化を強く推し進めることができた。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19	人
			農地利用最適化推進委員の人数	35	人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
2月	①農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規参入者への空き農地の流動化を図る。
3月	②遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れる。
7月	③新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に相談会のリーフレットを配布し、新規就農者の参加者を募る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
2月	①農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、積極的に市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規就農者等への空き農地の流動化を図った。
3月	②遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れた。
7月	③新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に積極的に新規就農者相談会参加に興味を持つ人への呼びかけ活動を行うよう啓発に力を入れることにより、初めての人が気軽に参加できる環境を構築し新規就農者の参加者を募ることができた。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会
参加者数	1人	開催場所	南あわじ市
相談会の内容	南あわじ市での就農を希望される方向けに、現場の立場から農業の魅力・特色を広く発信し、不安な点・疑問等の相談に対応する。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会
参加者数	1人	開催場所	南あわじ市役所
相談会の内容	南あわじ市での就農を希望される方向けに、農業委員及び現場経験者の立場から農業の魅力・特色を広く発信し、不安な点・疑問等の相談に対応することができた。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待通りの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数	
	改選前54名 (令和5年4月～7月末:4ヶ月)	改選後54名 (令和5年8月～3月末:8ヶ月)
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	1	2
目標に対し期待を上回る結果が得られた	8	16
目標に対して期待通りの結果が得られた	10	14
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	35	22

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : 兵庫県
農 業 委 員 会 名 : 南あわじ市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	8月1日:委員改選後の初総会開催

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		83 件	うち許可	83 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	15 日	処理期間(平均)	16 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		34 件	うち許可相当	33 件	うち不許可相当	1 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	15 日	処理期間(平均)	16 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	3,700 ha	0.88 ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	前年度同様、8月から翌年3月の間、農地パトロール(担当農地の見回り活動も含む)に於いて違反転用の疑いのある農地を調査し転用申請等の手続きにつなげた。	
実 績	違反転用解消面積 0 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入